

回答書

実施要領及び特記仕様書に対する質問への回答

各質問者からの質疑項目を統合して一括回答いたします。

質疑 番号	資料名	ページ 番号	質 疑	回 答
1	プロポーザル実施要領	2	<p>①1 期工事、2 期工事と記載がございますが、概算工事費見積書提出時は 2 期工事まで含めた金額を提示するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②但し、1 期工事完成から 2 期工事完成まで期間が空く為、昨今の技術者不足を鑑みて、2 期工事は別途工事として頂くことは可能でしょうか。</p> <p>2 期工事まで対象工事となった場合は、1 期工事と 2 期工事で配置技術者等の変更を認めて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>①ご認識のとおり、概算工事費見積書には、1 期工事 2 期工事を含めた金額をご提示ください。</p> <p>②原則としては 1 期工事から 2 期工事までを対象工事としています。なお、1 期工事と 2 期工事における配置技術者等の変更につきましては、所定の要件（工期が 2 年以上で、1 年以上連続して技術者として従事している場合 等）を満たしていれば交代を認めておりますので、協議の上で決定させていただきます。</p> <p><参考> 富士市ウェブサイト「建設工事における技術者等の途中交代について」 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1010170000/p004276.html</p>
2	プロポーザル実施要領	3	<p>①令和 8 年 10 月 VE 提案採用後概算工事費見積書提出から令和 9 年 10 月工事本契約締結まで約 1 年期間があります。昨今の様々なコストリスクを考えますと出来るだけ実情にあったご対応を要望いたします。この間の物価上昇に対する貴市のお考えをご教示ください。</p> <p>②また物価スライドについては、どのようにお考えでしょうか。スライドの起算日をご教示ください。（起算基準日は政府の方針にも沿うように公告日若しくは概算工事費見積提出日を要望いたします。）</p>	<p>①昨今のコストリスクや工事を取り巻く状況を踏まえ、発注者としても物価変動への適切な対応が必要であると認識しております。技術協力業務の完了時に工事費見積書をご提出いただき、その価格を基に、令和 9 年 6 月の仮契約及び、令和 9 年 10 月の本契約締結に向けた価格交渉を行い、価格合意書を締結します。</p> <p>この際、プロポーザル時および VE 提案採用後の概算工事費見積書提出時点からの物価変動を踏まえ、適切に対応いたします。</p> <p>②物価スライドについては、実施要領 14P（25 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更）に示した考え方を基本とし、双方協議のうえ適切に対応いたします。</p>

				<p>なお、工事におけるスライドの起算日については、概算工事費見積時からの物価変動を踏まえた協議を価格交渉時に行っているため、価格合意書の締結時点を基点と考えています。</p> <p>いずれにいたしましても、社会情勢を踏まえ、受託者と協議しながら適切な対応をまいります。</p>
3	プロポーザル実施要領	14	<p>賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更について記載がございますが、物価スライドの際に基準となる指標については、日本建設業連合会から要望事項として公表されている「(一財)建設物価調査会の建設物価建築費指数」を適用していただくという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>指標については、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本としていますが、ご提案いただいた指標の適用を含め、協議の上で決定させていただきます。</p> <p><参考> 富士市ウェブサイト「富士市におけるスライド条項の運用について」 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1010170000/p004255.html</p>
4	技術提案書等評価要領	5	<p>(6)地域貢献への配慮に関する提案について総合的に判断するとありますが、例えば請負金額のどのくらいの割合で地元企業を活用したかという事で判断されるという認識でしょうか。</p>	<p>ご提示いただいた例（地元企業活用の割合）含め、総合的に評価させていただきます。</p> <p>また、地域貢献への配慮につきましては、可能な範囲で具体的・定量的な提案をお願いします。</p>

以上